

各私立学校設置者 様
(幼(幼稚園型認定こども園を含む)・中・高)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 3 年度私立学校振興費(運営費)補助金(新型コロナウイルス感染症対策割
・空調(冷房)設備整備事業)に係る所要額調書等の提出について(通知)

このことについて、標記事業に係る補助金の交付を希望する場合には、メールにて当課あて事前連絡の上、下記により関係書類を提出願います。

記

1 メールでの事前連絡

補助金の交付を希望する場合には、新型コロナウイルス感染症対策として空調(冷房)設備を整備する室数をメールにて御連絡ください(任意様式・本文への記載で可)。

なお、メールの件名は「運営費補助金(コロナ対策割)交付希望【学校(幼稚園)名】」としていただくようお願いします。

連絡期限：令和 3 年 10 月 14 日(木)

2 所要額調書等の提出

メールでの連絡後、下記書類を提出してください。

- (1) 令和 3 年度私立学校振興費(運営費)所要額調書の提出について(添書)
- (2) 私立学校振興費所要額(支出済額)調書(運営費の場合)(様式第 2 号ア)
- (3) 補助対象経費の内訳(別紙 3)
- (4) 収支予算(別紙 5)※ 議決前に補正予定額を記入する場合は理事長名の補正確約書(様式任意)を添付すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策事業所要額調書(別紙 15)
- (6) 令和 3 年度の実施計画書、実施内容等がわかる書類(見積書等)(別紙 15 関係)

提出期限：令和 3 年 10 月 21 日(木)

3 留意事項

- (1) 補助対象事業は、上記期限までに連絡及び所要額調書等の提出があった事業に限ります。交付を希望する場合は、必ず期限までにメール連絡の上、必要書類を提出してください。なお、期限までに必要な書類が揃わない場合や、事業実施に係る意思決定が間に合わない等の事情がありましたら、下記担当あて個別に御相談してください。
- (2) 事業着手日(発注、契約日等)が、本事業の施行日(令和 3 年 7 月 6 日)以降であり、完了日が令和 4 年 3 月 15 日以前であるものが対象となります。
- (3) 提出書類の作成に当たっては、別添「提出書類の記載要領」に従ってください。
- (4) 提出書類は、複数の学校(幼稚園)を設置している法人にあつては、学校(幼稚園)毎にそれぞれ作成してください。
- (5) 交付希望額が県予算を上回る場合には、令和 3 年度におけるエアコン整備の整備希望について事前に県へ報告していた学校を優先する場合がありますので、御了承ください。

【担当】私学振興担当 柚

電話：019-629-5041、E-mail：AH0007@pref.iwate.jp